

月額所得の計算方法

まず、収入がある方について一人毎に年収から所得を計算し、それを合算して世帯全員の所得の合計を求めます。次に、同居親族、障害者、老年者、寡婦等による控除額を求めます。世帯全員の所得の合計から控除額合計を差し引き、それを12で割ったものが月額所得となります。

$$(\text{世帯全員の所得の合計} - \text{控除額}) \div 12 = \text{月額所得}$$

対象となる収入

申し込み時点でパートやアルバイトであっても仕事をしていれば、勤務期間や金額に関わりなく収入となります（1年間の見込額で計算する場合があります。）。また、退職予定であっても、申し込み時点で仕事をしていれば、その仕事の収入も含まれます。ただし、今まで勤めていても、申込日までに退職した場合の収入は除外します。

月額所得は、対象となる収入の税金や社会保険料控除前の支払額をもとに計算します。

対象となる収入	給与収入（パート・アルバイト含む） 国民年金、厚生年金、その他公的年金 営業所得、不動産所得、その他恒常的な所得等
対象とならない収入	障害年金、遺族年金、その他非課税年金 仕送り、労災保険、休業補償、一時所得、その他非課税所得

1 年間収入の計算

年間収入の計算方法は、次のとおりとなります。

収入がある方について、申込日現在の状況で1人ずつ年間収入を計算して下さい。

種類の種類	現在の仕事を始めた日		年間収入となる額
給与収入	前年の1月1日以前		前年の1月～12月の1年分
事業収入	前年の1月2日以降	1年以上勤めている	直近の12ヶ月分
		1年経過していない	働き始めた月から見込みを含めて1年分
年金収入			1回の支給額×支給回数

※複数の年金収入がある方は、合算して下さい。

年間収入額

①申込者	給与収入	円	年金収入	円	事業収入等	円
②同居者	給与収入	円	年金収入	円	事業収入等	円
③同居者	給与収入	円	年金収入	円	事業収入等	円

2 所得額の計算

年間収入の額と種別に応じて、次の表に従い計算して下さい。

【給与収入の場合】

年間収入(円)	給与所得の計算式	年間収入(円)	給与所得の計算式
～ 550,999	=0円	～1,799,999	=※1の額×0.6+100,000円
～1,618,999	=収入額-550,000円	～3,599,999	=※1の額×0.7-80,000円
～1,619,999	=1,069,000円	～6,599,999	=※1の額×0.8-440,000円
～1,621,999	=1,070,000円	～8,499,999	=収入額×0.9-1,100,000円
～1,623,999	=1,072,000円	8,500,000～	=収入額-1,950,000円
～1,627,999	=1,074,000円		

※1 年間税込総収入額を4,000で割り、その答えの1円未満切り捨てた後4,000を掛け戻して得た額。

【年金収入の場合】

64歳以下の場合		65歳以上の場合	
年間収入(円)	年金所得の計算式	年間収入(円)	年金所得の計算式
～ 600,000	=0円	～1,100,000	=0円
～1,299,999	=収入額-600,000円	～3,299,999	=収入額-1,100,000円
～4,099,999	=収入額×0.75-275,000円	～4,099,999	=収入額×0.75-275,000円
～7,699,999	=収入額×0.85-685,000円	～7,699,999	=収入額×0.85-685,000円
～7,700,000	=収入額×0.95-1,455,000円	～7,700,000	=収入額×0.95-1,455,000円

【事業収入の場合】

※確定申告書等に記載された「事業所得」の額がそのまま所得額となります。

年間所得額

①申込者	給与所得	円	年金所得	円	事業所得等	円
②同居者	給与所得	円	年金所得	円	事業所得等	円

世帯の合計所得額 _____ 円・・・(A)

3 控除額の計算

世帯の状況に応じて次の表に当てはめて、控除額を計算して下さい。

控除の種類	控除の要件	控除額（1人につき）
基礎控除振替 〔給与所得者〕 〔公的年金等所得者〕	本人又は同居者のうち、給与所得又は年金所得を有する方 ただし、給与所得と年金所得の双方の所得がある方については、その合計金額から10万円までの控除となります。	10万円 所得が10万円未満の場合はその金額
同居親族	申込者本人以外で同居しようとする親族	38万円
別居扶養親族	同居しないが所得税法上の扶養親族	38万円
老人扶養親族	70歳以上の扶養親族又は同一生計配偶者	10万円
特定扶養親族	16歳以上23歳未満の扶養親族	25万円
特別障害者	身体障害者手帳1～2級、精神障害者手帳1級、療育手帳のA判定の方	40万円
障害者	特別障害者以外で、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持する方	27万円
寡婦	次のいずれかに該当し、ひとり親に該当しない方 1 夫と離婚した後婚姻していない方で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がなく、扶養親族を有し、所得金額500万円以下の方。 2 夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が明らかでない方で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がなく、所得金額500万円以下の方。	27万円 所得が27万円未満の場合はその金額
ひとり親	次に該当する方 現に婚姻をしていない方又は配偶者の生死が明らかでない方で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がなく、所得金額48万円以下の生計を一にする子を有し、所得金額500万円以下の方。	35万円 所得が35万円未満の場合はその金額

※控除の年齢要件は、その年の10月1日が基準日です。

控除額

基礎控除振替	1人あたり最大10万円	=	_____	円
同居親族	38万円 × ()人	=	_____	円
別居扶養親族	38万円 × ()人	=	_____	円
老人扶養親族	10万円 × ()人	=	_____	円
特定扶養親族	25万円 × ()人	=	_____	円
特別障害者	40万円 × ()人	=	_____	円
障害者	27万円 × ()人	=	_____	円
寡婦	1人あたり最大27万円	=	_____	円
ひとり親	1人あたり最大35万円	=	_____	円

世帯の控除額合計 _____円・・・(B)

4 世帯の合計所得額と世帯の控除額から月額所得を計算

1で求めた世帯の所得額（A）と、2で求めた世帯の控除額（B）から月額所得を計算します。

世帯の所得金額（A） 世帯の控除額合計（B） 月額所得（C）

（ _____円 - _____円） ÷ 12 = _____円

（C）の金額が158,000円以下であれば、申込可能です。また、下記のいずれかに該当する方は、（C）の金額が214,000円以下であれば入居可能です。（裁量階層世帯）

- ①身体障害者手帳（1～4級）、精神障害者保健福祉手帳（1～2級）又は療育手帳（A又はB）を交付されている方のいる世帯。
- ②その年の4月1日現在において、申込者本人・同居しようとする者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である世帯。
- ③その年の4月1日現在において小学校就学前の子がいる場合。

5 家賃ランク

町営住宅の家賃は、（C）の世帯の月額所得により決定する家賃ランクと、住宅の築年数・面積・設備等によって決定します。次の表に月額所得をあてはめ、あなたの家賃ランクを確認して下さい。

家賃ランク	1	2	3	4	裁量階層のみ	
					5	6
月額所得	0円 } 104,000円	104,001円 } 123,000円	123,001円 } 139,000円	139,001円 } 158,000円	158,001円 } 186,000円	186,001円 } 214,000円